

「中小企業の事業承継」に係る 諸問題と対策（1）

今 川 嘉 文

～目 次～

はじめに

第1部

- I 事業承継の具体的問題
- II 具体的問題点の検討

第2部

- I 円滑化法および新事業承継税制案の概要
- II 事業承継に係る遺留分に関する民法の特例
- III 生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度
- IV 生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度
- V 追加合意と衡平を図る措置
- VI 事業承継の円滑化のための金融支援
- VII 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

は じ め に

中小企業では経営者の高齢化が進展する中、円滑な事業承継を図ることは、技術の承継および雇用の確保、経済の活性化に資するものである。

後継者がいない場合、全部事業譲渡またはM&Aにより、事業自体を存続承継させていくことは可能である。会社によっては廃業清算または株式の上場も選択肢となるであろう。

しかし、大部分の中小企業のオーナー経営者は、子息等を次代の後継者として、事業を承継させていくことを考えている。そこで、会社の経営を、いつ、誰に、どのように承継させていくかが事業承継の主要な課題となる。

事業承継の問題は、オーナー経営者の死亡または相続といった個人的な問題という側面を有し、中小企業の事業承継を図る観点から、会社法上の検討が必ずしも十分になされてこなかったところがある。

そこで、中小企業の事業承継を円滑に進めるための新制度の検討、種類株式の活用、M&Aによる方法など、各手法の活用提案とスキルの問題点を検討する。⁽¹⁾

第1部

I 事業承継の具体的問題

1 概説

事業承継は大別して、①経営権の承継（代表取締役社長の交代）の問題、②財産権の承継（現経営者が所有する株式の承継）の問題がある。後継者が旧代表者から代表取締役社長の地位を承継しても、株式を所有しなければ実質的な経営者とはいえず、財産権の承継は、より大きな課題といえる。

すなわち、事業承継後の企業において、円滑な意思決定が行われるためには、現オーナー経営者が承継に当たり、事業の後継者に株式を集中させる等の対策を講じておくことが重要である。

しかし、特定の後継者に経営権を集中させる場合、つぎの問題が生じ

(1) 本稿では、①経済産業省「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成20年5月)、②与党大綱「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」(平成20年1月)、③日本公認会計士協会「種類株式の時価評価に関する検討」(平成19年10月)、④事業承継協議会「事業承継ガイドライン」(平成19年1月)、⑤同「事業承継関連会社法制等検討委中間報告」(平成18年6月)等を参考とする。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

る。①株式が既に分散している、または分散する可能性がある（税務対策・相続等による株式分散）。②分散した株式を再集中させる困難さがある。③民法上の権利による制約がある（遺留分等の民法上の権利）。④会社法による議決権の分散防止策が中小株式会社および従来の有限会社では事業承継円滑化の観点から利用されてこなかった。その主な理由としては、これらの手法の不明確性およびリスクが指摘されている。

2 円滑化法および新事業承継税制案

事業承継における、株式を含む相続財産の遺留分の問題および金融支援ならびに相続税の負担軽減の観点から、経済産業省「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「円滑化法」という。経済産業省・平成20年5月）、②「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」（以下、「新事業承継税制案」という。財務省大綱・平成20年1月）を公表した⁽²⁾。

3 種類株式の活用方法

会社法の種類株式規定は中小企業の事業承継の局面で活用できるといえる。例えば、議決権制限株式、拒否権付種類株式、属人的種類株式の活用、相続人に対する売渡請求等である。しかし、これら手法は各メリット・デメリットがあり、中小企業の事業承継実務に浸透させていくためには、種類株式の活用に当たり手続・運用方法等について、各実情に合わせた対応が必要である。

II 具体的問題点の検討

特定の後継者に対し経営権を集中させる場合、①株式が既に分散している可能性、②その分散した株式を再集中させる困難さ、③民法上の権利による株式集中の制約という問題が生じる。また、会社法の種類株式

(2) これら法律および法案は、①遺留分に関する民法の特例、②金融支援、③相続税の課税についての措置からなる。

制度が十分には周知されていない。そこで、各問題点を検討する。

1 株式が既に分散している可能性

(1) 相続により株式が分散した事例

例えば、P会社の創業者Aが死亡し、Aの長男Cが後継社長となった。当該1回目の事業承継では、Aの配偶者B、長男Cに加え、経営に関与しないAの子供D・Eが同等にP会社株式を相続承継した。Cが死亡し、2回目の事業承継では、Cの長男Xが現社長となった。この場合、Xの株式保有比率は、Xの伯父D・伯母Eと同等、またはD・Eの合計株式保有比率がXのそれを圧倒することもありえる。そのため、現社長XがP会社の円滑な経営に支障をきたすだけでなく、Xの長男Yが経営者の地位を承継できない可能性もある。

(2) 相続税対策により株式を親族間で分散

現オーナー経営者の兄弟・その配偶者など、中心的な同族株主ではない者に一定の株式を分散保有させ、相続税対策を行っていることがある。この場合、現社長・その配偶者・後継者グループの株式保有比率の合計は、特別決議を否決できないまで持株割合が低下しているかもしれない。これでは、後継者は経営者の地位を承継できない可能性がある。

(3) 同族外の役員・従業員の株式取得

労働意欲を高めるために、同族外の役員・従業員に会社が奨励金を出して株式を取得させた結果、株式が分散していることがある。この場合、多くの会社では、従業員持株会が組織され、議決権信託等が従業員持株会になされているだけでなく、退職する際には会社に株式を返還して現金による払戻しを受ける旨が規定されていることが多い。当該規定がない場合、従業員の退職により第三者に株式が譲渡される可能性がある。先代オーナー経営者の時代では、その個人的信頼関係により議決権行使

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（１）

が円滑になされていたが、先代オーナー経営者の長男に経営権が承継された場合、人間関係が分断され、会社の意思決定に支障を来すような事態が生じうる。

２ 分散した株式の再集中の困難性

（１）概 説

特定の後継者に対し経営権を維持承継させるため、すでに分散している株式を再集中する方法として、①現経営者が自己資金で既存株主から任意で交渉取得する、②発行会社が会社資金で既存株主から任意に取得する（自己株買付）、③発行会社が取得条項付株式を活用して取得する、④発行会社が相続人に対する売渡請求権に基づき取得等がある。しかし、これら方法はつぎの問題点がある。

（２）各方法の問題点

①現経営者による任意取得

現経営者が既存株主と任意交渉により取得する方法であるが、譲渡拒絶の可能性がある。また、非上場株式の場合、時価評価が困難であり、株式評価を巡る非訟事件に発展する可能性がある。

②自己株買付（金庫株化）

発行会社が会社資金で既存株主から取得する場合、株主総会の普通決議（会社法156Ⅰ）を要する。特定の既存株主から取得する場合には、特別決議（会社法160ⅠⅡ、309Ⅱ）を要する。取得した自己株式は、数量・期間を問わず保有が可能であり、議決権はない。自己株式の処分（売却）は新株発行と同様の手続きであり、取締役会設置会社においては、取締役会の決議による（会社法178Ⅱ）。

しかし、既存株主が譲渡を拒絶する可能性もあり、また、分配可能額の財源規制（会社法461Ⅰ②③④、465Ⅰ②③、166、170）に服するため、

一度に希望株式数を取得できない可能性がある。

③取得条項付株式の活用

取得条項付株式とは、一定の事由が生じた場合、当該株式の一部または全部を発行会社が強制取得できる株式である。既存株式が普通株式の場合には、取得条項付株式に株式内容を変更する手続が必要である。

既存株式に取得条項を規定する株主全員の同意（会社法107 I ③、110）、および既存株式に取得条項を規定する定款変更（議決権の3分の2以上）を要する。また、株主総会の決議（公開会社では取締役会の決議）により取得する株式を決定し、一定の事由が発生したことの通知または公告を要する（会社法168、170）。

既存株主の同意を得ることの困難さに加え、手続面の煩雑さがある。

④相続人に対する売渡請求

株式を相続により承継取得した相続人に対し、売渡請求権を行使する。相続に先立って、相続等の一般承継によって取得された株式について会社が売渡請求できる旨を定款で定め（会社法175 I、309 II）、事業に携わらない者が相続によって取得した株式に対し売渡請求を行う。株式の分散を防止することが可能となる。

問題点として、第1に、財源規制がある。分配可能額を超える買取りはできない。相続が発生した時点の会社の決算状況によって、売渡請求を行うことができない場合がある（会社法461 I ⑤、465 I ⑦）。

第2に、請求期限である。売渡請求および価格協議不成立時の裁判所への売買価格決定の申立てには、請求期限がある（会社法177 I・II）。相続により承継取得するまで、待たなければならない。また、売渡請求は、相続等があったことを知った日から1年以内である。裁判所への売買価格決定の申立ては、売渡請求の日から20日以内である。

第3に、後継者に対する売渡請求の可能性である。現オーナー経営者

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

から後継者への株式の相続について、売渡請求が行われる可能性がある。売渡請求の対象者は株主総会で議決権を行使することができない。そのため、少数株主の決議で後継者に対する売渡請求が行われるおそれがある。株式の分散防止に資するため、実務での活用が望まれるが、売渡請求について検討が必要であろう。

第4に、会社および売渡請求の対象者との間で売買価格の協議（会社法177I）がなされるが、協議が成立しない場合、裁判所に価格決定の申立てとなり、売買価格の確定まで長期化する可能性がある。

（3）株式の再集中の困難さ

各方法に共通することは、分散している株式を再集中させるためには、①売主である株主が、買主に友好的・協力的であること、②現経営者または会社を買取資金を有していることが、最低の条件である。

とりわけ、相続人に対する売渡請求に関し、一旦当該規定を定款で設けた場合、相続人は売渡請求を拒絶できない。定款変更には株主総会の特別決議をも要し、既に株式が分散している場合、他の株主の協力が得られなければ制度を活用すること自体がそもそも不可能である。このように、一度分散した株式を再集中することは、非常に困難である。

3 民法上の権利による制約

（1）遺留分減殺請求権の行使

事業承継の際には現オーナー経営者に自社株式が集中している。しかし、複数の子息等のうちの一人を事業後継者とし、相続または贈与により株式を集中させる場合、遺留分等の民法上の権利に基づき、特定の者（事業後継者）への株式集中が制限されるおそれがある。

遺留分とは、配偶者および子供に対し最低限の資産承継の権利を保証する民法上の制度であり、法定相続分の半分が対象となる。遺留分を侵害された遺留分権利者は、相続開始後に受贈者・受遺者に対し遺留分減

殺請求権を行使することにより、贈与・遺贈財産の返還または価額弁償を受け遺留分を確保できる。

民法上の権利に配慮しつつ、事業後継者に株式を集中させるためには、後継者以外の相続人に対し、株式以外の資産を優先的に相続させるなどの措置が必要である。そのため、多額の現金またはこれに代替する資産等が必要となる。しかし、概して中小企業のオーナー経営者にとり、このような資産を用意することは困難である。⁽³⁾

(2) 事例に見る具体的問題

X会社の現経営者はAであり、X会社株式を100%有している。Aの配偶者はすでに死亡し、AにはB・C・Dの子供がいる。BはAの後継者として取締役就任したが、C・Dは、X会社の経営に全く関与していない。Aが死去し、不動産および現金等の資産が3億円、X会社株式が評価額9億円であった。B・C・DがAの遺産を相続する場合、12億円が対象財産であり、C・Dは遺留分として各2億円(12億円÷3÷2)があり、遺留分減殺請求権の行使により金額確保できる。Bに集中できる財産は8億円であり、BはX会社株式を全て取得できない事態になる。

4 会社法による議決権の分散防止策

株式の分散に伴う議決権の拡散を防止するため、会社法における以下の規定が利用可能と考えられる。

①株式の譲渡制限の旨を定款に定める。株式の譲渡について会社の承

(3) 事業後継者への経営権(株式)の集中が難しいことが事業承継の障害となっていると考える中小企業は、各種アンケート結果によれば、回答企業の3割以上にのぼる。後述する円滑化法案は、問題解決に一定の役割を果たすものと考えられる(事業承継協議会「事業承継関連会社法制等検討委中間報告」(平成18年6月))。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

認が必要となるため、会社との関係で好ましくない第三者に譲渡されてしまうといった事態を防止。この規定は旧商法においても利用可能。

- ②非公開会社において、会社が譲渡制限株式の売渡請求を行うことが可能となった。会社にとって好ましくない者への相続による株式の分散を防止できる。
- ③非公開会社において、これまで発行済株式総数の2分の1までとされていた議決権制限株式の発行限度が撤廃された。
- ④非公開会社において、議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱いが認められる⁽⁴⁾（株主平等原則の例外。旧有限会社では可能であった）。

その主な理由としては、これらの手法の法律上の解釈および評価について不明確な部分があり、制度の活用にリスクが伴うことが指摘されている。

第2部

I 円滑化法および新事業承継税制案の概要

1 意義

事業承継における、株式を含む相続財産の遺留分の問題および金融支援ならびに相続税の負担軽減の観点から、政府は円滑化法および新事業承継税制案を公表した。これらは、①遺留分に関する民法の特例、②金融支援、③相続税の課税についての措置からなる。

円滑化法および新事業承継税制案は、経済の基盤を形成している中小

(4) これらの制度の活用により、株式の分散による議決権拡散が防止され、事業承継の円滑化に資することが可能な場合がある。経営権の集中に関する手法のうち、議決権制限株式等の種類株式、議決権・配当等についての株主ごとの異なる取扱いについては、旧商法・旧有限会社法においても利用が可能であったが、実際には中小株式会社および旧有限会社において事業承継円滑化の観点から利用された実績は殆どない。

企業について、民法の特例、金融支援、相続税の負担減の措置を講じることにより、事業承継を円滑に進め、事業活動の維持継続を図ることを目的とする⁽⁵⁾。

2 自社株式の取得に係る問題

円滑化法および新事業承継税制により、法の特例および金融支援のための措置等を迅速に講じることとしたのは、「後継者が自社株式の取得に係る問題」が大きいといえる。

現オーナー経営者が子息を後継者とすれば、財産権の承継（現経営者が所有する株式の承継）は通常、相続時である。相続対象の自社株式の評価額が高く、オーナー経営者が所有する株式財産額が多額になっていれば、後継者は莫大な相続税を負う。生前中に株式承継を行うと、相続税よりも高額な贈与税が課せられる。

事業承継の問題は自社株式の承継をどのように対処できるかである。具体的には、①相続税の負担額の問題、②民法上の遺留分の問題、③後継者の財産が自社株のみになる問題、がある。民法上の遺留分の問題は前述したので、①および③の問題を検討する。

3 自社株式に係る問題

(1) 相続税の負担額の問題

①後継者の負担

後継者が負担する高額の相続税に対し、オーナー経営者の退職金また

(5) 中小企業において、現経営者の死亡等に起因する経営の承継に際し、株式・持分および事業用資産の散逸、多額の相続税負担、信用状態の低下等の課題が発生している。これは、事業活動に支障が生じるとともに、その結果として雇用の確保および地域経済の発展に影響を及ぼす可能性がある。そこで、経営の承継の円滑化による中小企業の事業活動の継続を図るための措置を早急に講ずる必要性から、円滑化法は立法化され、新事業承継税制案が審議されている。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

は生命保険金等の金融財産を充てるとしても、それだけでは相続税の納税資金が不足することがある。自社株の評価額は会社業績等により変動するため、当初の金融財産ではまかないきれないことがある。そこで、発行会社または持株会社がある場合には持株会社に株式を売却するか、発行会社からの借入金によることにもなる。

②発行会社の負担

後継者が相続税の納税資金の調達のため、発行会社が後継者に貸し付け、自社株式を一部買取る場合、現預金の流出が大きくなる。会社の剰余金等の内部留保金が多額であっても、現預金で残留しているとはかぎらない。設備資金や棚卸資産などの資金に費消され、資金の調達は金融機関等からの借入れによることが多くなる。その結果、後継者は、過大な負債が増加したなかで経営を引き継ぐことになる。会社の業績悪化または借入金の金利上昇により、利益率の減少が生じ、資金繰りも悪化すれば、経営不安を招きかねない。

（2） 後継者の財産が自社株のみになる問題

後継者が負う税負担および民法上の遺留分により、後継者名義の自宅または工場土地等の不動産を売却または他の親族所有になると、会社代表者としての個人保証の借入能力が大きく低下する。また、不動産を金融機関または取引先に担保提供している場合、他の親族が今後も担保提供に応じてくれるかどうか不安である。

4 円滑化法および新事業承継税制案の概要

（1） 遺留分に関する民法の特例

後継者が、遺留分権利者全員と、①および②の合意（以下、「特例合意」という。法9条）をなし、その合意が経営の承継の円滑化を図るためにされたことなどにつき、経済産業大臣の確認（法7条）を受けた場

合、家庭裁判所の許可（法8条）により、民法の特例を受けることができる⁽⁶⁾（法3条以下）。

①生前贈与株式等の財産を遺留分算定基礎財産から除外

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について「家庭裁判所の許可」を受けることで、先代経営者から後継者へ生前贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できる。

効果として、イ) 事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止できる。ロ) 後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続は簡素化されている。

②生前贈与株式の評価額を予め固定すること

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう危険性がある。そこで、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際し、生前贈与株式の評価額を当該合意時の評価額で予め固定できる。

効果として、後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除できる。⁽⁷⁾

(6) 事業承継における、株式を含む相続財産の遺留分の問題ならびに相続税の負担および金融支援の観点から、経済産業省は円滑化法案（平成20年1月）を公表した。当該法案は、①遺留分に関する民法の特例、②金融支援、からなる。また、政府は円滑化法案とともに、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。事業承継の後継者が自社株式を取得する際に相続税の負担が、円滑な中小企業の事業承継における障害となってきたからである。

(7) 相続関連事業承継法制等検討委員会の中間報告（経済産業省および中

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

（2） 金融支援等

①中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法および沖縄振興開発金融公庫法の特例

中小企業者（非上場会社または個人事業主）が、代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、分散した株式および事業資産の買取等に多額の資金を要し、経営者の交代により信用状態が悪化し、銀行の借入条件および取引先の支払条件が厳しくなる。そこで、経済産業大臣が、事業活動の継続に支障が生じている中小企業者を認定し、金融支援を受けることができる⁽⁸⁾（法12条）。

②指導および助言

経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、多様な分野における事業の展開、人材の育成等に計画的に取り組むべき中小企業者の経営に従事する者に対し、経済産業大臣が指導・助言を行う（法14条）。

（3） 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

事業承継の後継者が自社株式を取得する際に相続税の負担が、円滑な中小企業の事業承継における障害となってきた。そこで、政府は円滑化法案とともに、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度（新事業承

小企業庁が平成19年6月29日公表)では、事業用資産の中でも経営権の承継という点で、とくに重要性の高い自社株式は価値が変動するという特殊性があり、「株式価値の上昇に貢献した後継者が不利益を被らない」すべき検討が必要とされている。

（8） イ）中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者に対し、事業に必要な資金の借入れに関する普通保険・無担保保険・特別小口保険の別枠を設ける。

ロ）株式会社日本政策金融公庫法・沖縄振興開発金融公庫法の特例

認定を受けた中小企業者の代表者に対し、その中小企業者の事業活動の継続に必要な資金の貸付けを可能とする。

継税制案)」を創設する。

これは、平成21年度税制改正において、円滑化法の制定を踏まえ、一定の雇用確保・業継続等を要件に後継者が取得した自社株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予するものである。⁽⁹⁾

(4) 施行時期

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条（定義）から第11条（家事審判法の適用）の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する（附則1）。

II 事業承継に係る遺留分に関する民法の特例

1 概説

(1) 「遺留分の民法特例」措置の内容

事業承継に係る遺留分に関する民法の特例（以下、「遺留分の民法特例」という）措置は、「後継者が取得した株式等または株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意」を基礎とする（法4条1項、5条）。その特徴は、以下の内容である。

第1に、生前贈与株式等の財産を遺留分算定基礎財産から除外できること（以下、「除外合意」という。同項1号）。

第2に、生前贈与株式の評価額を予め固定できること（以下、「固定合意」という。同項2号）。

第3に、①後継者が贈与を受けた株式等以外の財産、②非後継者が贈与を受けた財産を、遺留分算定基礎財産から除外できること（以下、

(9) 新事業承継税制度は、平成21年通常国会において税法の一部改正案が審議され、円滑化法案の施行日（平成20年10月1日予定）以後の相続に遡及適用する予定である（与党大綱）。他方、現行の特定同族会社株式等の特例（措法69の5）は廃止される予定である。新事業承継税制度および小規模宅地等の特例（措法69の4）との重複適用について現段階では明らかにされていない。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

「追加合意」という。法5条）。

（2） 特例措置の適用要件

特例措置を受けるためには、①後継者が遺留分権利者全員との合意（特例合意。法9条）、②当該合意につき経済産業大臣による確認（法7条）、③家庭裁判所の許可（法8条）を要する。以下、「遺留分の民法特例」措置の概要を説明する。

2 定義規定

（1） 対象会社

①特例中小企業者

「遺留分の民法特例」の対象会社は、特例中小企業者である。特例中小企業者とは、中小企業者のうち、一定期間以上継続（省令では、3年以上）して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件に該当する会社である⁽¹⁰⁾（法3条1項）。

②中小企業者

特例中小企業者が特例措置の対象会社であるが、中小企業者の定義は、法2条1号から5号が規定する。

このうち、1号から4号は中小企業基本法が規定する中小企業である。その区分は、資本金または出資額、常時使用する従業員数、主たる事業内容による。5号は中小企業基本法上の中小企業と異なり、政令が規定する⁽¹¹⁾。

(10) 金融商品取引法に規定する金融商品取引所に上場されている株式、または店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社は除く。

(11) イ) 中小企業基本法上の中小企業

a) 製造業・建設業・運輸業の場合 資本金または出資の総額が3億円以下並びに常時使用する従業員数が300人以下の会社および個人であり、

(2) 旧代表者

①要件

旧代表者（先代経営者）とは、第1に、特例中小企業者の代表者であった者または現在、代表者である者。かつ、第2に、その推定相続人のうち、少なくとも1人に対し当該特例中小企業者の株式または持分（株主等）の贈与をした者である（法3条2項）。

②贈与をしたもの

円滑化法案は、「旧代表者」の定義として、「特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）であって、その推定相続人……のうち少なくとも一人に対して当該特例中小企業者の株式等……の贈与をしたもの」と規定する（法3条2項）。

製造業・建設業・運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの（法2条1号）。なお、「その他の業種に属する事業」には、2号から4号までに掲げる業種および5号の政令で定める業種を除く。

b) 卸売業の場合 資本金等の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であり、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの（法2条2号）。なお、5号の政令で定める業種を除く。

c) サービス業の場合 資本金等の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人であり、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの（法2条3号）。なお、5号の政令で定める業種を除く。

d) 小売業の場合 資本金等資本金等の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人であり、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの（法2条4号）。なお、5号の政令で定める業種を除く。

ロ) 政令で定める中小企業

資本金等の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人であり、政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの（法2条5号）

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（１）

円滑化法の特例合意が適用されるためには、旧代表者が推定相続人に対し、特例中小企業者の株式等を「贈与」することが前提であり、相続または遺贈は適用外である。旧代表者が推定相続人に株式等を生前に贈与せず、相続・遺贈により株式等を取得した場合、「旧代表者」に該当しないことになる。

（３） 推定相続人

旧代表者の推定相続人とは、相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち、被相続人の兄弟姉妹およびこれらの者の子「以外」の者である（法３条２項）。

旧代表者の推定相続人が特例合意の当事者であり、後継者および非後継者からなる。

（４） 後継者

①要件

後継者とは、つぎの１～４をすべて満たす者である。第１に、旧代表者の推定相続人。第２に、イ）当該旧代表者から特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者、または、ロ）その贈与を受けた者から当該株式等を相続・遺贈若しくは贈与により取得した者。第３に、特例中小企業者の総株主または総社員の議決権の過半数を有すること。第４に、特例中小企業者の代表者である者、である（法３条３項）。

②第１次後継者と第２次後継者

円滑化法は、「後継者」の定義として、「旧代表者の推定相続人のうち、当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者」と規定する（法３条３項）。

上記第２の規定に照らせば、「後継者」はつぎの２つの要素からなる。

すなわち、イ)旧代表者から株式等の生前贈与を直接に受けた推定相続人である。これは、「第1次後継者」といえる。第1次後継者は、旧代表者の子供であり、旧代表者から特例中小企業者の株式等の「贈与」を受けた者に限定される。相続および遺贈は、取得事由に含まれない。

ロ)当該贈与を受けた者(第1次後継者)から、その株式等を相続・遺贈・贈与により取得した者である。これは、「第2次後継者」といえる。第2次後継者は、第1次後継者の推定相続人(第1次後継者の子供・旧代表者の孫)であり、第1次後継者から特例中小企業者の株式等を相続・遺贈・贈与により取得した者である。

(5) 特例合意の対象株式

特例中小企業者の株主総会において、決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式は、除外される(法3条1項括弧書き)。

3 特例合意の内容と定め

(1) 特例合意の内容

旧代表者から推定相続人が受けた贈与につき、以下の遺留分に係る特例合意をなすことができる。

①除外合意

後継者が生前贈与を受けた株式等につき、遺留分算定の基礎財産から除外できる(法4条1項1号)。

②固定合意

後継者が生前贈与を受けた株式等の評価額につき、合意時点で固定できる(法4条1項2号)。なお、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士・税理士法人のいずれかによる評価額の専門家証明を要

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（１）

する。

③追加合意

以下の財産を、遺留分算定基礎財産から除外できる。

- イ) 後継者が贈与を受けた株式等以外の財産（後継者の追加合意。法 5 条）
- ロ) 非後継者が贈与を受けた財産（後継者以外の追加合意。法 6 条 2 項）

（２） 後継者以外の推定相続人がとることができる措置の定め

旧代表者の推定相続人は、特例合意（法 4 条 1 項）をする際、併せて、全員の合意をもって、つぎの場合における「後継者以外の推定相続人がとることができる措置」の定めをしなければならない（法 4 条 3 項）。当該取り決めは、書面によることを要する。

- ①後継者が合意対象とした株式等を処分する行為をした場合に係る措置。
- ②旧代表者の生存中に、後継者が特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合（死亡を含む）に係る措置。

（３） 各特例合意の関係

①合意の組み合わせ

特例合意には、除外合意・固定合意・追加合意がある。追加合意はさらに、イ) 後継者の追加合意、ロ) 後継者以外の追加合意、に分けることができる。これら特例合意の組み合わせは、以下ようになる。

第 1 に、除外合意または固定合意のいずれかを選択的に締結する。

第 2 に、除外合意および固定合意の両合意を一括して締結する。

第 3 に、除外合意・固定合意を選択的に締結または両方の締結をする場合、「後継者以外の相続人がとることができる措置」の定めをしなけ

ればならない。

第4に、除外合意・固定合意を選択的に締結または両方の締結をする際に、追加合意を併せて行うことが可能である。

第5に、追加合意の締結は単独で行うことはできないと考えられる。当然に、追加合意を締結しなくてもよい。

②問題点

特例合意の組み合わせにおいて、除外合意または固定合意を選択的に締結、または両合意を一括して締結することが可能と考えられる。

しかし、除外合意が締結されれば、特例合意の対象株式の評価額が、後継者の努力等により生前贈与後に騰貴したとしても、当該株式は遺留分算定基礎財産から除外できる。そのため、遺留分算定基礎財産が増加することはない。

そこで、除外合意および固定合意を一括して締結する意義が果たしてあるのか、疑問である。⁽¹²⁾

(4) 全員の同意と書面による定め

「遺留分の民法特例」措置の適用を受けるためには、旧代表者の推定相続人が全員の合意をもって書面により、定めることができる(法4条柱書)。

(5) 特例合意の必要条件

特例合意(法4条1項)が締結できる条件を要約すれば、以下ようになる。

- ①当事者(旧代表者の推定相続人)全員の合意
- ②特例合意の対象となる株式等を除いた場合、後継者が有する株式の

(12) 平川忠雄＝中島孝一『新事業承継法制&税制のベクトル』(税務経理協会, 2008年) 87頁～91頁を参照。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

議決権比率が過半数に達しないこと

③以下の場合につき、後継者以外の推定相続人に「措置」の定めがあること

イ) 後継者による合意対象の株式等の処分

ロ) 旧代表者の生存中に、後継者が経営に従事しなくなった場合（死亡を含む）場合

（6） 特例合意の適否に係る諸問題

①後継者の議決権数

特例合意は、「後継者」が所有する特例中小企業者の株式等のうち、特例合意の対象とする株式を除いたものに係る議決権の数が、「総株主の議決権の100分の50を超える」場合、行うことができない（法4条1項但書）。

すなわち、後継者が、除外合意・固定合意の対象となる議決権株式等を除いて、過半数の議決権株式等を所有している場合、実態として事業承継が実現している。そのため、特例措置を適用する必要はないと考えられる。

②旧代表者からの贈与等

特例合意の対象株式は、後継者が旧代表者からの贈与等により取得したものに限定される。後継者が特例中小企業者に自ら出資した株式は除く。

贈与等の時期は、法案の施行前であってもよい。また、贈与が複数回にわたりなされたものでも、これらをまとめて一つの特例合意とすることができる。

③合意対象株式の範囲

前述したように、特例中小企業者の株主総会において、決議をするこ

とができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式は、除外される（法3条1項括弧書き）。

④後継者以外の推定相続人による「措置」の定め

後継者以外の推定相続人がとることができる措置として、「旧代表者の生存中に、後継者が特例中小企業者の代表者として経営に従事しなくなった場合」がある。これは後継者の死亡を念頭においている。しかし、後継者が健康上の理由、経営者としての不適格などにより、特例中小企業者の代表取締役から取締役に降格、または取締役を辞任するなどである。

4 経済産業大臣の確認

「遺留分の民法特例」措置の適用を受けるためには、経済産業大臣の確認を受けることになる（法7条）。当該確認の内容について概説する。

(1) 確認申請の要件

法案4条1項の規定による特例合意をした後継者は、次の各号のいずれにも該当する場合、経済産業大臣の確認を受けることができる（法7条1項）。

第1に、特例合意が特例中小企業者の経営承継の円滑化を図るためであること。第2に、申請者が合意日に後継者であったこと。第3に、合意日に合意対象の株式等を除く議決権数が総株主または総社員の議決権の100分の50以下の数であったこと。第4に、法4条3項規定の合意（後継者以外の相続人がとる措置の定め）をしていること、である。

(2) 後継者以外の推定相続人がとる措置の定め

前述したように、旧代表者の推定相続人は、特例合意をする際、併せて、全員の合意をもって、「後継者以外の推定相続人がとることができる

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

る措置」の定めをしなければならない（法4条3項）。

（3）申請書の提出

①特例合意の当事者全員の署名または記名押印のある書面

経済産業大臣に対する確認申請は、特例合意（法4条1項）をした日から1ヵ月以内に、一定の書類を添付した申請書を、経済産業省令で定める書類とともに、経済産業大臣に提出することを要する（法7条2項）⁽¹³⁾。

②固定合意に係る証明書面

株式等の評価額につき固定合意をした場合、弁護士・公認会計士・税理士等のいずれかによる評価額の証明を記載した書面を要する。

③上記①および②に掲げるもののほか、経済産業省令で定める書類

（4）後継者の死亡

特例合意をした後継者が死亡した場合、後継者の相続人は経済産業大臣の確認を受けることができない（法7条3項）。

（5）確認取消しとその効果

①虚偽・不正手段

経済産業大臣は、確認を受けた者に関し、虚偽・不正手段により確認を受けたことが判明した場合、確認取消し可能である（法7条4項）。

経済産業大臣の確認が取消されると、法案8条1項に規定する合意は、効力を失う（法10条1号）。

(13) イ) 特例合意に関する書面、ロ) 合意当事者の全員が特例中小企業者の経営承継の円滑化を図るために合意をした旨の記載書面、である。これら書面には、合意当事者の全員の署名または記名押印を要する。

②確認の再申請に係る問題

経済産業大臣の確認に際して、虚偽・不正手段により確認を受けたことが判明した場合、確認取消し可能である（法7条4項）。「確認取消し可能」との文言から、確認取消しとならない場合とは、どのような状況か。また、一度取り消された場合、確認の再申請を認めないのかが問題となる。

5 家庭裁判所の許可

(1) 特例合意の効力要件

法4条1項の規定による特例合意については、次の各号のいずれにも該当する場合、その効力を生ずる（法8条1項）。

第1に、経済産業大臣の確認（法7条）を受けた者による。第2に、経済産業大臣の確認を受けた日から1ヵ月以内に家庭裁判所に申し立てる。第3に、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、合意（法4条1項）の効力を生ずる。

(2) 後継者単独の申立て

家庭裁判所に対する申立ては、後継者が単独であることができる。現行の遺留分放棄制度では、放棄をする者が、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない（民938条）。そのため、非後継者は当該手続を要しない。

(3) 当事者全員の合意

①許可要件

後継者は単独で家庭裁判所に対し、非後継者の遺留分放棄を申し立てることができる。そのため、家庭裁判所は、遺留分放棄の特例合意が当事者全員の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを許可することができない（法8条2項）。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

②心証を得る調査の範囲

家庭裁判所は、「遺留分放棄の合意が当事者全員の真意」に基づくとの心証を得なければ許可することができない（法8条2項）。具体的に、家庭裁判所は、「遺留分放棄の合意が当事者全員の真意に出たもの」について、どの程度の調査を行うのが問題となる。

（4） 確認者の死亡

経済産業大臣の確認を受けた者が死亡した場合、その相続人は、家庭裁判所の許可（法8条1項）を受けることができない（法8条3項）。

（5） 家事審判法の適用

家庭裁判所の許可は、家事審判法の適用について、同法第9条1項甲類に掲げる事項とみなす（法11条）。

6 特例合意の効力

（1） 効力発生要件

①除外合意株式等・追加合意財産の遺留分基礎財産からの除外

遺留分の民法特例に係る合意（法4条1項）につき、家庭裁判所の許可（法8条1項）があった場合、民法1029条1項（遺留分の算定方法）および民法1044条（代襲相続および相続分の規定の準用）において準用する民法903条1項（特別受益者の相続分）の規定に関らず、旧代表者の推定相続人による合意（法4条1項、5条、6条2項）に係る遺留分算定の財産価額に算定しない（法9条1項）。

②固定合意があった場合

生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度（法4条1項2号）において、家庭裁判所の許可があった場合、旧代表者の推定相続人による合意の効力が生じ（法8条2項）、当該固定の合意をした価額として算定

される（法9条2項）。

（2）適用の除外

法9条1項・2項の規定に関らず、旧代表者がした遺贈・贈与について、特例合意の当事者以外の者に対し、減殺に影響を及ぼさない⁽¹⁴⁾（法9条3項）。

（3）合意の効力の消滅（法10条2項）

家庭裁判所の許可を得て、生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度（法4条1項1号）、および生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度（同項2項）の合意（法8条1項）は、つぎの事由により効力を失う。

- ①経済産業大臣の確認（法7条1項）が取り消されたこと。
- ②旧代表者の生存中に後継者が死亡または後見開始もしくは保佐開始の審判を受けたこと。
- ③合意の当事者以外の者が新たに旧代表者の推定相続人となったこと（例えば、旧代表者が再婚し、子供が出生した場合）。
- ④合意の当事者の代襲者（民法887条2項）が旧代表者の養子となったこと。

7 特例合意の効力発生までの過程

（1）特例合意

当事者が、遺留分の民法特例に係る合意（法4条1項）をなす。

（2）経済産業大臣に申請

後継者が、特例合意から1ヵ月以内に、経済産業大臣に申請する。後

(14) その合意の当事者には、民法887条（子及びその代襲者等の相続権）第2項の規定により旧代表者の相続人となる者（代襲者）が含まれる。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

継者の単独申請である。

（3） 経済産業大臣の確認

経済産業大臣は、後継者の申請に対し、つぎの内容を確認する。

- ①特例合意が、経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること。
- ②申請者が後継者の要件に該当すること。すなわち、申請者が旧代表者から株式等の贈与を受けた推定相続人であり、議決権の過半を有する代表者であること。
- ③特例合意の対象となる株式を除けば、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと
- ④以下の場合、非後継者がとることができる措置の定めがあること
 - イ) 後継者が合意の対象となった株式を処分したこと
 - ロ) 旧代表者の生存中に、後継者が代表者として経営に従事しなくなったこと

（4） 家庭裁判所に申立て

後継者が、経済産業大臣による確認を受けた後、1ヵ月以内に、家庭裁判所に特例合意の許可申立てをおこなう。後継者の単独申立てである。

（5） 家庭裁判所の許可

家庭裁判所は、特例合意が当事者全員の真意によるものであることの心証を得るために、一定の調査をなす。

（6） 特例合意の効力発生

遺留分の民法特例に係る合意（法4条1項）は、上記の手続を経て効力が発生する。

Ⅲ 生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度

1 除外合意の内容

遺留分の民法特例措置として、生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる（除外合意）。法4条1項1号が規定する。⁽¹⁵⁾

除外合意の効力発生となる手続は、以下のとおりである。すなわち、

①旧代表者の生前に、②経済産業大臣の確認を受けた後継者が、③遺留分権利者全員との合意内容（除外合意）について、④経済産業大臣の確認、⑤家庭裁判所の許可を受け、⑥旧代表者から後継者に対し生前贈与された自社株式等の財産について、⑦遺留分算定の基礎財産から控除する（法4条1項1号、7条、8条、9条）。

経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可の各内容については、詳述した。

2 メリット

当該制度のメリットは、第1に、事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止できる。第2に、後継者が単独で家庭裁判所に申し立てることができ、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続は簡素化できる。

従来、相続人が遺留分を放棄する場合、相続開始後の遺留分に係る紛争を防止する手段として、相続開始前に遺留分放棄制度を活用することができる。しかし、当該制度では、遺留分放棄者が個別に家庭裁判所に申立てをなし、許可を得なければならない。新制度は、後継者が単独で家庭裁判所に申し立てることができるのである。

(15) 規定は、「当該後継者が旧代表者からの贈与又はその贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈若しくは贈与により取得した当該特例中小企業者の株式等の全部又は一部について、その価額につき遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと」である（法4条1項1号）。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

3 具体例

甲会社の代表者Xは、全自社株式を保有している。Xには配偶者Y、長男P、長女Qがいる。現行制度では、Xから相続をする場合、甲会社株式を含め、Xの財産を、Yが2分の1、PおよびQが各4分の1となり、Pに甲会社株式100%を相続させるには、YおよびQが遺留分を放棄しなければならない。特例措置は、甲会社の事業承継のため、Pを後継者と定めた場合、PにXが保有する甲会社株式100%を生前贈与する。Y・P・Qは、甲会社株式を除く相続財産において遺留分を算定する。

IV 生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度

1 固定合意の内容

遺留分の民法特例措置として、生前贈与株式の評価額を予め固定できる（固定合意）。すなわち、上記「除外合意」の株式等の全部または一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を、当該合意の時における価額とすることができる。

合意の時における価額は、弁護士・弁護士法人・公認会計士・監査法人・税理士・税理士法人がその時における相当な価額として証明したものに限る（法4条1項2号）。

固定合意の効力発生となる手続は、以下のとおりである。すなわち、

①旧代表者の生前に、②経済産業大臣の確認を受けた後継者が、③遺留分権利者全員との合意内容について、④家庭裁判所の許可を受けることにより、⑤遺留分の算定に際して、⑥生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定できる（法4条1項2号、7条、8条、9条）。

「生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度」の適用を受けるためには、「生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度」と同様に、①全員の同意と書面による定め（法4条柱書）、②経済産業大臣の確認（法7条）、③家庭裁判所の許可（法8条）を要することは同じである。

経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可の各内容については、詳

述した。

2 従来からの課題

(1) 株式価値の変動

①贈与時点からの変動

当該制度を検討するうえで、従来から抱える課題として、つぎのことが指摘できる。後継者の会社に対する貢献等により特例中小企業者の資産・業績等が増大し、生前贈与株式後の株式価値が上昇することが考えられる。そのため、相続開始時点で騰貴した株式評価により算定され、後継者は遺留分の算定で過大の負担を負うことになる。⁽¹⁶⁾

②合算される贈与財産の評価時点

遺留分算定の基礎財産に合算される贈与財産の評価時点は、贈与時ではなく相続開始時である。後継者に生前贈与された株式の評価額が騰貴した場合、価値の騰貴分も含めて遺留分減殺請求の対象となるため。後継者にとっては、会社経営を通じて株式の評価額を高めることは、インセンティブとして機能しなくなる。

(2) 具体的事例

X会社の現(旧)経営者Aは、後継者(Aの長男)BにX会社株式を生前贈与した。当該時点でのX会社株式の評価価値は2億円であった。株主Aの配偶者はすでに死亡し、AにはB・C・Dの子供がいる。C・Dは、X会社の経営に全く関与していない。8年後に相続が発生し、Aには不動産および現金等として3億円の遺産があった。同時に、遺産相続の開始時には、X会社株式は9億円の価値を有していた。

(16) 遺留分算定の基礎財産として、後継者が旧代表者から生前贈与された財産も合算されるため、旧代表者の配偶者および子供に対する贈与は、原則として何年前になされたものであっても合算対象となる。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

従来の制度では、生前贈与された財産は、贈与時ではなく相続開始時の評価で合算される。そのため、遺留分算定基礎財産は、3億円（不動産および現金等）+ 9億円（贈与株式の相続開始時評価）=12億円になる。

C・Dの遺留分は各2億円（12億円 \div 3 \div 2）であり、後継者Bは自己の経営努力でX会社株式の価値を上昇させたにもかかわらず、Aの遺産3億円を全く相続できないだけでなく、C・Dが遺留分減殺請求をした場合、C・Dは各2億円分のX会社株式を取得できる。

3 メリット

（1）内容

当該制度のメリットとして、つぎのことが考えられる。すなわち、後継者は、経済産業大臣の確認を受け、遺留分権利者全員との合意内容につき家庭裁判所の許可を受け、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価値を当該合意時の評価額で予め固定できるのである。

その結果、後継者が自身の貢献等により株式価値が騰貴しても、価値騰貴の部分を他の相続人に分配する必要はなく、保持できる。そして、経営意欲を高めることができる。

（2）具体例

甲会社の代表者Xは、全自社株式を保有している。Xには配偶者Y、長男P、長女Qがいる。XはPを後継者と定め、PにXが保有する甲会社株式100%を生前贈与する。

現行制度では、贈与時に甲会社株式が100の価値であったものが、相続時に150の価値に騰貴していた場合、価値上昇部分につき減殺請求により非後継者に分配する必要があった。

新制度は、贈与時に甲会社株式が100の価値であったものが、相続時に150の価値に騰貴していた場合であっても、贈与時に非後継者と合意することにより、価値上昇部分につき減殺請求の対象とはならない。

4 評価額の証明

(1) 生前贈与株式の評価額の専門家証明

遺留分を算定するため、生前贈与株式の評価額を予め固定できる合意をする場合、当該合意の時ににおける価額について、弁護士・弁護士法人、公認会計士・監査法人、税理士・税理士法人が証明をしなければならない(法4条1項2号)。

(2) 価額証明の不適合者

新制度における生前贈与株式の価額証明につき、つぎ掲げる者は当該証明をすることができない(法4条2項)。

イ) 旧代表者、ロ) 後継者、ハ) 業務停止の処分を受け、停止期間を経過しない者、ニ) 弁護士法人、監査法人または税理士法人であり、社員の半数以上が旧代表者または後継者のいずれかに該当する者、である。

5 評価額の決定に係る問題点

「生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度」の適用を受ける場合、実務上の問題点として、以下のことが指摘できる。

① 相続時の評価額が固定した価格を「下回った」場合の対応

「生前贈与株式の評価額を予め固定」する場合、相続時の評価額が固定した価格を「下回った」としても、固定した額で評価することになるのか。

② 当事者の協議が整わない場合の対応

生前贈与株式の評価について、一定の評価方法につき、当事者の協議が整わない場合、裁判所の申し立てることは可能であるのか。⁽¹⁷⁾

(17) ①および②に加え、「後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意」制度(後継者の追加合意)がある。これは、除外

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

③費用負担

評価額の証明は、多額の費用負担が当事者に生じる。当該負担割合について、当事者の協議によるのか。

④欠格事由の例外

評価額の証明者の欠格事由として、旧代表者および後継者が該当する。これら者が弁護士・公認会計士・税理士のいずれかまたは兼務している場合、より良く対象会社の事情を知る者として、欠格事由から除外することは考えられないか。客観的評価の観点から問題であろうか。

V 追加合意と衡平を図る措置

1 後継者の追加合意

（1）概要

事業承継に係る遺留分に関する民法の特例措置は、①生前贈与株式を遺留分の対象から除外できる制度（除外合意）、②生前贈与株式の評価額を予め固定できる制度（固定合意）に大別できる。

（2）株式等以外の財産に関する遺留分算定の除外

①合意の内容

旧代表者の推定相続人は、後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意（特例合意。法4条1項）をする際に、全員の合意により、後継者が旧代表者からの贈与等により「取得した財産」について、当該価額を遺留分算定の財産価額から除外する旨を定めることができる（法5条）。

合意および固定合意のいずれか、または両合意を当事者が定めた場合、追加的に合意の定めをすることができる。

②除外する財産

「取得した財産」とは、当該特例中小企業者の株式以外の財産である。なお、当該定めは、書面によらなければならない。

2 推定相続人間の衡平を図る措置

旧代表者の推定相続人が、法4条1項の規定による合意（特例合意）をする際に、併せて、全員の合意をもって、推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをすることができる（法6条1項）。当該定めは、書面によることを要する。

3 後継者以外の追加合意

旧代表者の推定相続人は、推定相続人間の衡平を図る措置に係る合意（法6条1項）として、後継者以外の推定相続人が旧代表者からの贈与等により取得した財産について、当該価額を遺留分算定の対象財産の価額から除外する旨を定めることができる（法6条2項）。これは、後継者以外の追加合意である。

VI 事業承継の円滑化のための金融支援

1 問題点の所在

(1) 規定理由

経済産業省の円滑化法（平成20年5月）は、①相続税の課税についての措置、②遺留分に関する民法の特例、③金融支援からなる。金融支援については、法12条から15条が規定する。⁽¹⁸⁾

(18) 金融支援規定が設けられた理由として、事業承継に生じる2つの問題に対処するためである。第1に、多額の資金需要である。第2に、信用力の低下による外部機関からの融資の困難さである。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

（2） 多額の資金需要

事業承継に生じる多額の資金需要とは、例えば、つぎのことが考えられる。①代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、後継者は分散した株式および事業資産の買取等に多額の資金を要する。②株式および事業実用資産について、後継者は多額の相続税を納める資金を要する。③親族以外の承継では、旧代表者から株式等の買取等に多額の資金を要する。

（3） 信用力の低下

旧代表者から後継者に経営交代がなされると、概して旧代表者の個人的信用力が大きい中小企業では信用状態が悪化し、銀行等の外部機関からの借入条件および取引先の支払条件が厳しくなる。

前述したように、後継者が負う税負担および民法上の遺留分により、後継者名義の自宅または工場土地等の不動産を売却または他の親族所有になると、会社代表者としての個人保証の借用力が大きく低下する。また、不動産を金融機関または取引先に担保提供している場合、他の親族が今後も担保提供に応じてくれるかどうか不安である。

（4） 金融支援策

これら事業承継に係る問題点に対処するため、つぎの金融支援策を設ける。

第1に、会社の資金需要に対応するため、「中小企業信用保険法の特例」として、信用保険の別枠を設ける（法13条）。

第2に、後継者の資金需要に対応するため、「株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」として、後継者（代表者）個人に対する融資を行う（法14条）。

2 金融支援の制度概要

(1) 金融支援を受ける原因

中小企業者が、代表者の死亡等に起因する事業承継に伴い、①多額の資金需要の発生、②信用力の低下している場合、円滑化法における金融支援を受けることができる。

(2) 制度概要

金融支援の制度概要は、以下の内容である。

第1に、「中小企業者が事業活動の継続に支障が生じている」と経済産業大臣が認定することを要する（法12条）。当該認定を受けた中小企業は、認定中小企業者と呼ばれ、非上場会社または個人事業主に限定される。

第2に、中小企業信用保険法の特例または株式会社日本政策金融公庫法・沖縄振興開発金融公庫法の特例措置である（法13条）。

第3に、経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、経済産業大臣が指導・助言を行う（法14条）。

3 経済産業大臣の認定

中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合、経済産業大臣の認定を受けたうえで（認定中小企業者）、①中小企業信用保険法の特例、②株式会社日本政策金融公庫法および沖縄振興開発金融公庫法の特例対象となる。

経済産業大臣の認定対象者は、つぎに掲げる者である。認定に必要な事項は、経済産業省令で定める（法12条2項）。

(1) 会社である中小企業者

①会社である中小企業者における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、②死亡した当該代表者または退任代表者の資産のうち、③中

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

小企業者の事業活動の実施に不可欠なものを取得するため、④多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、⑤当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること⁽¹⁹⁾（法12条1項1号）。

（2）個人である中小企業者

①個人である中小企業者の死亡等に起因し、②個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い、③当該中小企業者の資産のうち、事業の実施に不可欠なものを取得するために、④多額の費用を要することその他経済産業省令で定める事由が生じているため、⑤個人である中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること（法12条1項2号）。

（3）問題点

①事業活動の継続に支障

認定中小企業者となるためには、「中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている」ことを、認定対象者は証明することを要する（法12条1項1号・2号）。では、「事業活動の継続に支障」が生じていることは、事業承継に係る資金不足に限定されるのか。または、事業承継に多額の費用を要するため、その結果、事業活動自体に支障が生じている場合にも、妥当するのか。

②事業活動の実施に不可欠なもの

中小企業者の事業活動の実施に「不可欠なもの」を取得するために限定されるが、主観的要素を多く含むのではないか。

(19) 取引所上場会社の発行株式または店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社は、当該制度の対象外である。

4 中小企業信用保険法の特例措置

(1) 概要

中小企業者が、代表者の死亡等に起因する事業承継に伴い、①多額の資金需要の発生、②信用力の低下している場合、「会社の資金需要」に対応するため、「中小企業信用保険法の特例」措置の対処となる（法13条）。

適用の前提として、経済産業大臣により、「中小企業者が事業活動の継続に支障が生じている」との認定（以下「認定中小企業者」という。）を受けていることを要する（法12条）。なお、中小企業者とは、非上場会社または個人事業主である。

(2) 認定中小企業者に対する特例措置

中小企業信用保険法に規定する普通保険（同法3条1項）、無担保保険（同法3の2第1項）または特別小口保険（同法3の3第1項）の保険関係であって、経営承継関連保証を受けた認定中小企業者に係るものについては、①普通保険、②無担保保険、③特別小口保険の特例措置を受けることができる。

経営承継関連保証とは、中小企業信用保険法3条1項・3条の21項・3条の3第1項に規定する債務の保証であって、認定中小企業者の事業に必要な資金に係るものをいう（法13条括弧書）。

(3) 資金調達の支援信用保険の別枠化

特例措置は、認定中小企業者に対し、事業に必要な資金の借入れに関する普通保険・無担保保険・特別小口保険の別枠を設けるものである。すなわち、中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であって、認定中小企業者の事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化の措置を講ずるのである。

この結果、認定中小企業者は株式および事業用資産等の買取資金、一

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（１）

定期間の運転資金等に係る資金調達を支援することができる。

（４）信用保険の別枠化

中小企業信用保険法において、現行の信用保険では、a) 普通保険が2億円、b) 無担保保険が8,000万円、c) 特別小口保険が1,250万円を上限として貸し付けを受けることができる。

特例措置では、現行の信用枠に加え、①普通保険が2億円、②無担保保険が8,000万円、③特別小口保険が1,250万円をそれぞれ別枠化として、信用保険を拡大する。

（５）信用保険の具体的内容

①普通保険

中小企業金融公庫（以下「公庫」という）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証をする。

そのため、中小企業者1人について円滑化法13条に規定する「経営承継関連保証」に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ2億円を超えることができない普通保険について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、「公庫と信用保証協会」との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

②無担保保険

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証であり、その保証について担保（保証人の保証を除く）を提供させないものをするにより、経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ8千万円を超えるこ

とができない無担保保険について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

公庫と無担保保険の契約を締結し、かつ、普通保険等に規定する債務の保証をした場合において、経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ借入金の額のうち保証をした額が8千万円（経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、債務者たる中小企業者について既に無担保保険の保険関係が成立している場合にあつては、8千万円から保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、その保証については、無担保保険の保険関係が成立するものとする。

③特別小口保険

公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、信用保証協会が小規模企業者であつて経済産業省令で定める要件を備えているものの金融機関からの借入れによる債務の保証であつてその保証について担保（保証人の保証を含む）を提供させないものをするにより、小規模企業者1人についての経営承継関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ1,250万円を超えることができない保険（特別小口保険）について、保証した借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき公庫と信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

また、公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、普通保険等の契約を締結している信用保証協会が上記の債務を保証した場合において、経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ保証をした借入金の額が1,250万円（経営承継関連保証及びその他の保証ごとに、債務者たる小規模企業者について既に特別小口保険の保険関係が成立している場合にあつては、1,250万円から保険関係における保険価額の合計額を控

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

除した残額）を超えないときは、その保証については、特別小口保険の⁽²⁰⁾保険関係が成立するものとする。

5 日本政策金融公庫法・沖縄振興開発金融公庫法の特例

（1）概要

中小企業信用保険法の特例措置（法13条）は、会社の資金需要に対応しているが、「株式会社日本政策金融公庫法・沖縄振興開発金融公庫法の特例」措置は、認定中小企業者の「後継者個人」の資金需要に対応するために設けられた（法14条）。

適用の前提として、経済産業大臣により、「中小企業者が事業活動の継続に支障が生じている」との認定を受けていることを要する（法12条）。⁽²¹⁾中小企業者とは、非上場会社または個人事業主である。

（2）後継者個人に対する融資と金利

特例措置は、認定中小企業者の「後継者（代表者）個人」に対し、中小企業者の事業活動の継続に必要な資金の貸付け低利で実施するものである。

利率は、通常では2.1%の基準金利が適用されるが、特例措置が適用されると、1.75%の特別利率（平成20年1月時点）が適用される。

(20) 平川忠雄＝中島孝一・前掲注(12)73頁～82頁。

(21) 円滑化法14条1項は、「日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫は、日本政策金融公庫法11条（業務の範囲）または沖縄振興開発金融公庫法19条（業務の範囲）の規定にかかわらず、認定中小企業者の代表者に対し、代表者が相続により承継した債務であり、認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るものの弁済資金その他の当該代表者が必要とする資金であり、認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもののうち、別表の上欄に掲げる資金を貸し付けることができる」と規定する。

(3) 融資の対象案件

融資対象は、①代表者（後継者）が相続により承継した債務であり、②認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るものの弁済資金その他の当該代表者が必要とする資金であり、③認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもの、である（法14条1項）。

「事業活動の継続に必要なもの」に係る貸付けとは、①小口の融資、②農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金、③長期の資金（②を除く）、である。

具体的には、株式および事業用資産等の買取資金、相続税、遺留分減殺請求への対応資金等が考えられる⁽²²⁾。

(4) 問題点

①支援措置の限定と問題点

代表者（後継者）に対する支援措置は、「相続により承継した債務」に限定され（法14条1項）、代表者（後継者）が贈与により承継した債務に対し、支援措置は適用されない。このような制限を設けている理由として、贈与時には贈与税課税について、新たな手当てがなされるのか。

②必要性の証明

融資支援措置は、「認定中小企業者の事業の実施に不可欠な資産を担保とする借入れに係るものの弁済資金その他の当該代表者が必要とする資金」であることを要件とする（法14条1項）。

代表者（後継者）が融資支援求める場合、資金の必要性につき、どの程度の証明を要し、その審査はどのような基準でなされるのか。

(22) 平川忠雄＝中島孝一・前掲注(12)87頁～91頁。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

6 経済産業大臣の指導および助言

（1）金融支援の一環

事業承継の円滑化のための金融支援の一環として、経済産業大臣は、認定中小企業者の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、代表者（後継者）に対し、必要な指導および助言を行う。

（2）目的

経済産業大臣による指導および助言の目的は、①中小企業者の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、②従業員数の減少を伴う事業の規模の縮小、③信用状態の低下等により、④中小企業者の事業活動の継続に支障が生じることを防止するためである（法15条）。

そこで、経済産業大臣は多様な分野における事業の展開、人材の育成および資金の確保に計画的に取り組むことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの経営に従事する者に対し、指導・助言を行う。

（3）指導・助言に従う義務性

経済産業大臣は、認定中小企業者の代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じることを防止するために、代表者（後継者）に対し、必要な指導および助言を行う。

当該指導および助言に従わない場合、金融支援は直ちに打ち切られるのか。また、指導および助言が対象会社の実情に合わない場合であっても、従う義務があるのか。

Ⅶ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

1 概 説

(1) 新事業承継税制の目的

事業承継の後継者が自社株式を取得する際において、相続税の負担が円滑な中小企業の事業承継における障害となってきた。そこで、「新事業承継税制」の創設が検討されている。

新事業承継税制の目的は、中小企業の事業承継を円滑に行い、中小企業の事業活動を継続させ、地域経済の活性化および雇用維持を図ることにある。

(2) 80%に対応する相続税の納税猶予

新事業承継税制案は、事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等により、当該発行会社の株式等を取得し、会社を経営していく場合、「事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、当該会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%⁽²³⁾に対応する相続税の納税が猶予される」というものである。

2 「非上場株式等に係る相続税の納税猶予」制度

(1) 適用の概要

「新事業承継税制案」は、つぎの場合に適用される。①経済産業大臣の認定を受けていること。②非上場の中小企業の株式等を対象とすること。③当該株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税を「納税猶予」すること。④発行会社が中小企業基本法における中小企業であること。

(23) 一定の雇用確保・業継続等を要件に後継者が取得した自社株式等に係る課税価格の「80%に対応する相続税」を納税猶予する。平成21年通常国会に税法の一部改正案を提出審議され、円滑化法の施行日（平成20年10月1日予定）以後の相続に遡及適用する予定である。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

⑤雇用確保・対象株式保有・代表者の地位を5年間維持すること、である。

（2） 猶予税額の納付

事業承継相続人が相続税の法定申告期限から5年間、適用要件を満たさない場合、その時点で猶予税額の全額を納付しなければならない（与党大綱（4））。

3 現行税制度との比較

非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行制度と比較することにより、その特徴をより明確にする。

（1） 納税猶予

新事業承継税制案は、非上場中小企業の自社株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する。現行制度は、自社株式等に係る課税価格の10%に対応する相続税を減額している。従来の減額措置に加え、課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予することにより、課税負担を大幅に軽減する。

（2） 対象会社

新事業承継税制案の対象は、中小企業基本法における中小企業である。現行制度は、東証2部上場基準に満たない、かつ発行済株式総額が20億円未満の株式会社に限定していた。新事業承継税制案は当該株式総額要件を撤廃し、中小企業における経営の承継に関する法律における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業者とする。

（3） 軽減（猶予）対象株式の上限

新事業承継税制案は、軽減対象となる株式の限度額を撤廃している。現行制度は、相続した株式のうち、①発行済株式総数の2分の3、また

は②評価額10億円までの部分のいずれか低い額を、軽減対象の上限としていた。⁽²⁴⁾

4 新事業承継税制案の適用要件

(1) 相続人（後継者）要件

①事業承継相続人

新事業承継税制案の適用対象となる相続人とは、「事業承継相続人」である。相続人に関する新事業承継税制案の適用要件は、以下のとおりである。

イ) 承継会社の代表者であること。ロ) 相続人および同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ相続人が同族内で筆頭株主となる場合、である。

②問題点

イ) 後継者の人数

筆頭株主である後継者について、筆頭株主である後継者とは1人に限定されるのか。例えば、長男と二男が相続等の結果、同数の株式等を保有しいずれも筆頭株主になり共同で会社を経営する場合もある。そのような場合、後継者は長男または二男のいずれかに特定されることなく、両者が後継者に該当することとなるのか。または、後継者は1人に限定されるのか。

ロ) 資金調達のための株式発行

相続人要件では5年間、「相続人および同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有し、かつ相続人が同族内で筆頭株主」であることを要するが、資金調達の必要から株式の発行をする場合、「議決

(24) 新事業承継税制案においても、発行済株式総数の2分の3以下の限度を対象としている。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

権制限株式」しか発行できなくなる可能性があるのではないか。

（2）被相続人要件

① 3要件

被相続人に関する新事業承継税制案の適用要件は、以下のとおりである。イ）承継会社の代表者であったこと。ロ）被相続人および同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有していること。ハ）同族内で筆頭株主であった場合、⁽²⁵⁾である。

②筆頭株主であったこと

「認定を受けた中小企業者」を経営していた被相続人は、相続開始直前まで当該会社の筆頭株主で有り続ける必要があるのが問題となる。円滑化法案3条2項は、「旧代表者とは、特例中小企業者の代表者であった者（代表者である者を含む。）」と規定している。そのため、過去に当該会社を経営していた期間があれば、被相続人要件に該当する。

③非経営者の筆頭株主

「認定を受けた中小企業者」を経営していた被相続人A（旧代表者）の遺産分割により、配偶者Bが自社株式のすべてを取得し、筆頭株主となり、長男Cが代表者として当該会社を経営していた。その後、筆頭株主である配偶者Bが死去し、長男Cが自社株式のすべてを相続した場合、

(25) 同族関係者の範囲が問題となる。現行の特定同族会社株式等の特例（措法69の5）では、同族関係者とは被相続人の親族その他その被相続人と政令（措令40の2の2⑥）で定める特別の関係がある者とされている（措法69の5②七イ）。事業承継税制検討委員会の中間報告（平成19年6月29日）では、被相続人の親族の範囲（現行では6親等内の血族と3親等内の姻族）に関し、「実態を踏まえた形で適切な見直しを検討すべきと考えられる。」と明記されている。そのため、同族関係者の範囲が縮小される可能性がある。

配偶者Bは「会社を経営していた被相続人」に該当しない。そのため、新事業承継税制案の対象にならない。

(3) 対象会社要件

①適用要件

対象会社に関する新事業承継税制案の適用要件は、以下のとおりである。

イ) 円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた中小企業であること。ロ) 中小企業基本法における中小企業であること。ハ) 被相続人の死亡時以降、5年間、事業を継続していること。ニ) 円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた中小企業者、である。

②問題点

対象会社要件は、中小企業基本法における中小企業である。これは、製造業、卸売業、小売業、サービス業の分類により資本金規制および従業員数規制を設けている。しかし、対象会社が事業を多角化することにより、例えば、サービス業かつ小売業である場合、いつの時点における、⁽²⁶⁾どの資本金規制および従業員数規制が適用されるのか。

(4) 継続要件

①継続の内容

相続人要件が、新事業承継税制案の適用を受けるにあたりスタート時における要件であるとするれば、継続要件は、対象となった相続人に新事

(26) 中小企業基本法における中小企業の定義は、以下のとおりである。① 製造業では、資本金が3億円以下または従業員数が300人以下である。② 卸売業では、資本金が3億円以下または従業員数が100人以下である。③ 小売業では、資本金が5,000万円以下または従業員数が50人以下である。④ サービス業では、資本金が5,000万円以下または従業員数が100人以下である。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

業承継税制の恩恵を受けるために、被相続人の死亡時以降、5年間、一定の継続・維持義務を課すものである。具体的内容は、以下のとおりである。

イ) 相続人が5年間継続して承継会社の代表者であること。ロ) 相続人が5年間継続して、雇用の8割を維持すること。ハ) 相続人が5年間継続して、相続した対象株式を保有すること、である。

②問題点

イ) 雇用者の退職

継続要件において、「相続人が5年間継続して、雇用の8割維持」が求められる。しかし、従業員（雇用者）が自主的に退職または定年退職した場合、「雇用の8割維持」の算定において、分母から、これら従業員を除外できるのか。

ロ) 雇用者のいない会社

「雇用の8割以上を維持」とは、相続開始時における対象会社の雇用者の8割以上を相続税の申告期限から5年間継続して雇用を続けることか。そうであるならば、相続開始時に雇用者のいない会社は要件を満たさないのか。

ハ) 雇用者の属性

雇用者の属性として、使用人のみを指すのか役員も含まれるのか。使用人には正社員だけでなく、パート・タイマーおよび派遣社員も含まれるのか。⁽²⁷⁾

(27) 従業員には、代表取締役、理事長、使用人兼務役員とされない役員、副社長、専務取締役・専務理事、常務取締役・常務理事、清算人その他これらの者に準ずる役員、監査役・監事は含まれない。

従業員数は、直前期末以前1年間においてその期間継続してその会社に

二) 対象株式の保有

相続人が5年間継続して、相続した対象株式を保有することが要件であるが、相続した対象株式を全て保有することを要するのか。

(5) 対象株式要件

①議決権株式の「3分の2」に達するまでの部分

事業承継相続人が相続等により取得した議決権株式等であり、非上場株式である。当該会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分が、納税猶予の対象となる。

②問題点

特定同族株式等の生前贈与の相続時精算課税制度の適用を受けた特定同族株式等についても、新事業承継税制案の適用を受けることができるのか。

仮に連結適用があるとすれば、特定同族株式等についての相続時精算課税制度の要件（とりわけ、贈与者の年齢制限等）を緩和する必要があるのではないか。

勤務していた従業員（就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。以下「継続勤務従業員」という）の数に、直前期末以前1年間においてその会社に勤務していた従業員（継続勤務従業員を除く）のその1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数で除して求めた数を、加算した数とする。この場合における、従業員1人当たり年間平均労働時間数は、1,800時間とする。

直前期末以前1年間の継続勤務従業員の数+(勤続勤務従業員以外の従業員の直前期末以前1年間における労働時間の合計時間数)÷1,800時間、である（平川忠雄＝中島孝一・前掲注(12)94頁）。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

（6） 経済産業大臣のチェック

①対 象

新事業承継税制案の適用を受けるためには、上述した相続人要件、被相続人要件、対象会社要件、継続要件につき経済産業大臣のチェックを受ける必要がる。

②問題点

経済産業大臣のチェックは毎年、厳格になされると業務が滞る可能性があり、当該制度の適用会社には、経済産業大臣のチェックに対処する専門部署がない場合が多い。そこで、経済産業大臣のチェックは一定の形式要件を満たしている場合、「適格」となるのか。

5 猶予税額の免除

新事業承継税制案では、つぎの場合、猶予税額が免除される。

（1） 対象株式を死亡時まで保有

事業承継相続人が、納税猶予の対象となった株式等を、死亡の時まで保有し続けた場合など、猶予税額が免除される（財務省大綱（3））。

（2） 株式等の無価値化

事業承継した会社が、倒産等により株式等が無価値化した場合、猶予税額が免除される。

6 5年経過後に納税猶予対象の株式譲渡の措置

（1） 原 則

①対象株式等の譲渡

事業承継相続人は、相続税の法定申告期限から5年の期間経過後に、納税猶予の対象株式等を譲渡等した場合、その時点で納税猶予の対象と

なった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額⁽²⁸⁾を納付しなければならない(財務省大綱(5))。

②猶予税額の納付額

猶予税額の納付額は、納税猶予の対象となった株式の総数等のうちに占める譲渡株式の総数等の割合に応じて計算する。

(2) 例 外

①事業承継相続人の死亡

事業承継相続人が死亡した場合、猶予が停止しない。

②譲渡時に株価が下落している場合

相続時と比較して譲渡時の株式価額が著しく下落した場合、株式等の譲渡対価により猶予税額が、減額される。

7 円滑化法との関係

(1) 適用の場面

事業承継の円滑化法は、「贈与」を行った場合における遺留分の特例措置である。他方、新事業承継税制は、「相続」を行った場合における相続税の特例措置である。株式の贈与を行い、贈与税を納めた場合、相続税の納税猶予制度の対象外となる。

(2) 死因贈与の場合

上記の原則に照らし、生前贈与ではなく、「死因贈与」にすれば、円滑化法律案にいう「贈与」に該当し、かつ財産権の移転は死亡時であるため、税法上、相続税の対象となる。そのため、円滑化法律および納税

(28) 計算式は、猶予税額の納付額＝猶予税額×分母のうち譲渡株式の総数等÷納税猶予の対象となった株式の総数等、である。

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

猶予制度の両制度を受けることができるのではないか。⁽²⁹⁾

9 租税回避行為防止策

新事業承継税制において、個人資産の管理等を行う法人の利用等によ

(29) 新事業承継税制案に基づき、後継者が負う納付税額および納税猶予税額をケース・スタディにより具体的に算定する（平川忠雄＝中島孝一・前掲注(12)87頁～91頁を参照）。

(1) 原則

①後継者が相続等により取得した財産（納税猶予の対象となる株式等を含む）に係る相続税額 → A

②納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額
→ B

③株式等の金額20％に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額 → C

イ) 納税猶予額：D = B - C

ロ) 納税額 = A - D

(2) 相続財産の自社株式が発行済議決権株式総数の3分の2以下

事例として、相続人が後継者1人であり、相続財産の自社株式が発行済議決権株式総数の3分の2以下であるとする。

そのため、自社株式のすべてが納税猶予の対象となる。新事業承継税制案における「自社株式に係る80％の納税猶予」とは、発行済議決権株式総数の3分の2以下の株式を対象とする。

納税猶予額は相続税額に対し、超過累進税率を前提にして計算されるのであれば、「発行済議決権株式総数の3分の2以下」は重要である。

①前提条件

相続人 1人（後継者）

相続財産 4億6,000万円

自社株式の評価額 3億6,000万円

発行済議決権株式総数の3分の2以下

②相続税額の計算（A）

（相続財産）（基礎控除）

イ) 課税価格 4億6,000万円 - 6,000万円 = 4億円

（課税価格）（税率）

ロ) 相続税額 4億円 × 50% - 4,700万円 = 1億5,300万円（A）

③納税猶予対象株式のみの相続税額（B）

る租税回避行為を防止する措置が講じられる（財務省大綱（8））。

新事業承継税制の創設に照らし、制度の創設前または創設後に中小企

（相続財産）（基礎控除）

イ) 課税価格 3億6,000万円－6,000万円＝3億円

（課税価格）（税率）

ロ) 相続税額 3億円 × 40%－1,700万円＝1億0,300万円(B)

④ 「③の20%相当額」のみの相続税額(C)

イ) 課税価格 3億6,000万円×20%＝7,200万円

(20%相当額) (基礎控除)

7,200万円－6,000万円＝1,200万円

(課税価格) (税率)

ロ) 相続税額 1,200万円 × 15%－50万円＝130万円(C)

⑤ 納税猶予額(D)

1億0,300万円(B)－130万円(C)＝1億0,170万円

※ 相続財産に占める自社株式の80%相当額の割合

(3億6,000万円×80%)÷4億6,000万円＝62.6%

※ 相続税額に占める納税猶予額の占める割合

1億0,170万円(D)÷1億5,300万円(A)＝66.4%

(3) 相続財産の自社株式が発行済議決権株式総数のすべて

①前提条件

相続人 1人(後継者)

相続財産 4億6,000万円

自社株式の評価額 3億6,000万円

発行済議決権株式総数のすべて

②相続税額の計算(A)

(相続財産) (基礎控除)

イ) 課税価格 4億6,000万円－6,000万円＝4億円

(課税価格) (税率)

ロ) 相続税額 4億円 × 50%－4,700万円＝1億5,300万円(A)

③納税猶予対象株式のみの相続税額(B)

(自社株式)

イ) 課税価格 3億6,000万円×2/3＝2億4,000万円

(自社株式の3分の2) (基礎控除)

2億4,000万円－6,000万円＝1億8,000万円

(課税価格) (税率)

ロ) 相続税額 1億8,000万円 × 40%－1,700万円＝5,500万円(B)

「中小企業の事業承継」に係る諸問題と対策（1）

業経営者は、現行の事業承継税制（小規模宅地等の特例）と比較し、新事業承継税制を適用したほうが有利であると判断すれば、不動産等の個人資産を法人名義に移転することが推測される。そこで、租税回避行為防止策が必要であろう。

④ 「③の20%相当額」のみの相続税額(C)

イ) 課税価格 $2 \text{億}4,000 \text{万円} \times 20\% = 4,800 \text{万円}$
(20%相当額) (基礎控除)
 $4,800 \text{万円} - 6,000 \text{万円} = 0 \text{円}$

ロ) 相続税額 0万円(C)

⑤納税猶予額(D)

$5,500 \text{万円}(B) - 0 \text{万円}(C) = 5,500 \text{万円}(D)$

※ 相続財産に占める自社株式の80%相当額の割合
 $(3 \text{億}6,000 \text{万円} \times 2/3 \times 80\%) \div 4 \text{億}6,000 \text{万円} = 41.7\%$

※ 相続税額に占める納税猶予額の占める割合
 $5,500 \text{万円}(D) \div 1 \text{億}5,300 \text{万円}(A) = 35.9\%$